


施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。


施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

| アクション項目   | 達成期間 |    |    | 実施主体・関連機関  | 小会議分類<br>平成26年度までの取り組み実績<br>今後の方向性 等  |
|---|------|----|----|--|---|
|   | 短期   | 中期 | 長期 |  |   |
| アクション目標(1)：堤内地の浸水被害の防止  |      |    |    |  |   |
| <p><b>①-1 防潮扉の電動化の推進</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 夜間閉鎖率の向上、防潮扉閉鎖時の省力化・迅速化に向けた施設整備を推進する(角落とし等の改善や既設防潮扉の電動化)</p> <p>【関連アクション】</p>                     |      | ■  |    | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p>  | <p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>現計画の電動化対象扉66基は全て整備済み。(平成25年度末で全て整備完了。)<br/>今後、南海トラフ巨大地震・津波の被害想定等を踏まえ、防潮扉閉鎖の迅速化・効率化等に向けた整備のあり方について検討する。<br/>なお、府の防潮扉の電動化は計画が完了している。</p>  |
| <p><b>①-2 水門・防潮扉・防潮堤の定期点検の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤等の防潮機能を維持するため、定期点検の実施項目・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-1</p> |      |    | →  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局企画部<br/>近畿地方整備局河川部<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市建設局<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。<br/>今後も、各管理主体で行っている点検内容を適切に実施していく。</p>  |
| <p><b>①-3 水門・防潮扉・防潮堤の補修の継続・充実</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】</p>                        |      |    | →  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局企画部<br/>近畿地方整備局河川部<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市建設局<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>補修については各管理主体が必要に応じて行っている。<br/>今後も、施設の長寿命化の検討をさらに進め、適切な維持管理を実施・継続する。<br/>市港湾局では、維持管理計画検討委員会を設置し、港湾施設については今後5年間で補修するための補修保全計画を策定した。海岸保全施設についても、予防保全型の維持管理への転換を図る。<br/>また、国土交通省は25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、各管理者に「インフラ長寿命化計画(行動計画)」と「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を策定するよう通知している。海岸保全施設についてもこれに対応して計画策定を推進する。</p> |

|  |  |  |   |   |
|--|--|--|---|---|
| <p><b>①-15 防潮堤耐震化の推進</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 津波避難ビルがある堤内地への浸水を防止、低減するため、既存堤防の耐震強化を推進する</p> <p>【関連アクション】</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府都市整備部河川室<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局<br/>大阪市建設局</p> <p>■</p> <p>【関連機関】<br/>危機管理室<br/>臨港4区役所</p> | <p>【小会議分類】 防潮施設関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>南海トラフ巨大地震に対する防潮堤の耐震化整備を実施中。耐震化整備に必要な事業費の確保や対策箇所の新設、より経済的な対策工法の検討などによる全体事業費の抑制や工期の短縮などを考慮し、引き続き、防潮堤の耐震対策を実施していく。</p> |
|--|--|--|---|---|

アクション目標(2)：津波波力の低減

|   |  |  |   |   |
|---|--|--|---|---|
| <p><b>①-4 防波堤の定期点検の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 防波堤の機能確保に向けた巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-9</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>全施設の点検が平成24年度に完了した。今後も維持管理計画書に基づき、全施設1サイクル/5年を基準に、定期的な水中部及び気中部の点検を実施する。</p> |
|---|--|--|---|---|

|   |  |  |   |  |
|---|--|--|---|--|
| <p><b>①-5 防波堤の補修の継続・充実</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 防波堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>今年度までに実施した点検の結果、補修不急のため対象箇所なし。今後も定期点検の充実を図り、予防保全型の維持管理を実施する。</p> |
|---|--|--|---|--|

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。  
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

| アクション項目 | 達成期間 |    |    | 実施主体・関連機関 | 小会議分類<br>平成26年度までの取り組み実績<br>今後の方向性等 |
|---------|------|----|----|-----------|-------------------------------------|
|         | 短期   | 中期 | 長期 |           |                                     |

アクション目標(3)：堤内地の浸水被害の低減

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
| <p>①-6 防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 防潮扉が万一閉鎖できない場合の応急対応について検討を行い、対策を実施する(簡易防潮設備や土嚢等の防潮扉周辺配備等)</p> <p>【関連アクション】 ②-17</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>         近畿地方整備局河川部<br/>         大阪府西大阪治水事務所<br/>         大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>         水防団</p> | <p>【小会議分類】 防潮施設関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>         近畿地方整備局河川部では、最大クラス津波遡上時に操作が必要となる施設について、遠隔操作設備及び耐震照査を完了した。今後は、照査結果に基づき、必要に応じ、順次対応を行っていく。<br/>         府河川室では、応急対策として角落とし方式の簡易防潮鉄扉を検討し、平成23年度から訓練時に作業性等の検証を行う予定であったが、東日本大震災の被害を踏まえ、角落とし方式の施工を見合わせた。<br/>         市港湾局では、既に簡易防潮設備の整備を行っており、定期的な設置訓練を実施中である。<br/>         最大規模の津波に簡易な対処方法はなく、減災対策として出来る限りの応急対応は実施するが、市民の避難などソフト面での対策が必要。閉鎖不可時の周辺住民等への周知方法や区役所等関係機関との連絡体制などソフト面での対策について検討を行っていく。</p> |
|--|--|--|---|--|

アクション目標(4)：堤外地の浸水被害の低減

|   |   |  |   |   |
|---|---|--|---|---|
| <p>①-7 倉庫・上屋の浸水対策の実施</p> <p>【対象被害項目】 施設</p> <p>【内容】 浸水被害の可能性がある倉庫や上屋について、防水対策を実施する（土嚢等の開閉部周辺への配備等）</p> <p>【関連アクション】</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局<br/>企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>上屋の使用者名簿の整理は完了している。(平成25年度)<br/>土嚢の配備について、上屋利用者にヒアリングを実施し、必要な場所には配備が完了した。</p> |
|---|---|--|---|---|

アクション目標(5)：流出被害低減機能の確保

|   |   |  |  |  |
|---|---|--|--|--|
| <p>①-8 小型船舶係留索の強化</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 船舶の大きさに応じた係留索の強度及び係留方法を検討し、船舶所有者に対して啓発を行う</p> <p>【関連アクション】</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>船舶所有者</p> | <p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>小型船舶係留索の強化について、水面占有者に対し、継続許可時に指導を行っている。<br/>府では今年度、特に指導が必要と思われる占有者に対し、立入調査を実施し指導を行った。<br/>今後もこの取組の継続と、業界団体等を通じて啓発事業の中で安全管理を指導していくとともに、許可を要しない場所での係留船舶への周知徹底が必要である。<br/>風水害訓練、地震津波訓練、その他水防訓練時の参集訓練、連絡体制の強化を図った。</p> |
|---|---|--|--|--|

|  |   |  |   |  |
|--|---|--|---|--|
| <p>①-9 小型船舶等の保管場所の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 小型船舶に対する係留・保管場所について検討し、係留・保管に必要な空間を確保する</p> <p>【関連アクション】</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局<br/>企業(マリーナ運営会社)</p> <p>【関連機関】<br/>近畿地方整備局河川部<br/>近畿地方整備局港湾空港部</p> | <p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>放置艇等対策として国土交通省港湾局が、平成19年4月に「放置等禁止区域の指定に関するガイドライン」を作成。<br/>大阪港内での保管、係留管理に適する場所の確保が非常に困難な状況であるが、既存の係留施設の統廃合等による利用形態の転換も念頭に引き続き検討を実施していく。</p> |
|--|---|--|---|--|

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| <p><b>①-10 コンテナ流出防止対策の実施</b></p> <p>【対象被害項目】 物品・港湾機能</p> <p>【内容】 津波による岸壁上のコンテナ流出を防止するための対策についての検討を行い、実施する。(コンテナの多段積み、漂流防止ネットの設置、設置高確保用の土台配備等)</p> <p>【関連アクション】</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局<br/>企業(港運会社)</p> <p>【関連機関】<br/>近畿地方整備局港湾空港部</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>近畿地方整備局において、取扱貨物に応じた漂流物対策案の基礎的検討を行った。<br/>今後は、流出防護施設のハード整備費用の負担や、埠頭用地の利便性の制約等踏まえ、具体的な検討を進めていく。<br/>企業向け防災マップを活用し、危機管理意識の向上を目的とした啓発において、岸壁上の貨物等蔵置物に対する指導を実施してきた。<br/>平成26年6月に『みなとの津波防災』のリーフレットを作成し、コンテナの流出防止に関して、コンテナの捕縛や多段積み等の対策を実施するよう、港湾事業者等に啓発を実施している。また、リーフレットについては、大阪市HPに掲載しており、引き続き啓発・指導を実施していく。</p> |
|--|--|--|--|--|

アクション目標(6)：物流機能の確保

|   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| <p><b>①-11 岸壁・物揚場の定期点検の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 津波被害が予想される岸壁や物揚場の巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-19</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局<br/>大阪港埠頭株式会社</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。<br/>今後についても、各管理主体で行っている点検内容を適切に継続実施していく。<br/>予防保全型の維持管理に転換を実施していく。</p> |
|---|--|--|--|--|

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
| <p><b>①-12 岸壁・物揚場の補修の継続・充実</b></p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 津波被害が予想される岸壁や物揚場の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局<br/>大阪港埠頭株式会社</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>補修については各管理主体または占有者が適時行っている。<br/>今後も、施設の長寿命化の検討をさらに進め、適切な維持管理を実施・継続する。<br/>近畿地方整備局港湾空港部では、国有港湾施設の維持管理計画書を作成し、港湾管理者に引渡し完了した。(H25.11実施済)</p> |
|--|--|--|--|---|

|  |  |  |   |  |  |
|--|--|--|---|--|--|
| <p><b>①-13 耐震強化岸壁の整備</b></p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する</p> <p>【関連アクション】 ⑥-1</p> |  |  | ■ | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>耐震強化岸壁の整備計画17バースのうち、9バースは整備を完了している。<br/>A1とA2のバースにおいて、耐震構造の再検証を実施し、被災時の使用性に問題がないことを確認した。また、夢洲(C12)において、耐震強化岸壁の延伸整備を進めており、引き続き事業進捗を図っていく。</p> |
|--|--|--|---|--|--|

|  |  |  |   |   |  |
|--|--|--|---|---|--|
| <p><b>①-14 荷役機械の浸水対策の実施</b></p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 岸壁浸水時における荷役機械の機能を確保するための対策を検討し、実施する（荷役機械の移動、電気設備の防水対策等）</p> <p>【関連アクション】</p> |  |  | ■ | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局<br/>大阪港埠頭株式会社</p> <p>【関連機関】<br/>企業（港運会社）</p> | <p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市港湾局では、ガントリークレーンの浸水対策については膨大な費用が必要となるため、浸水被害があっても即時に部品を交換することで早期に機能回復が可能となるよう、廃止クレーンの機器を予備品として保管するなど引き続き検討が必要である。大阪港埠頭株式会社では、南海トラフ巨大地震による津波において、クレーンおよび受電所・電気室は、浸水を避けられることを確認した。併せて、高潮対策の必要性を確認した。</p> |
|--|--|--|---|---|--|

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

| アクション項目 | 達成期間 |    |    | 実施主体・関連機関 | 小会議分類<br>平成26年度までの取り組み実績<br>今後の方向性 等 |
|---------|------|----|----|-----------|--------------------------------------|
|         | 短期   | 中期 | 長期 |           |                                      |

アクション目標(7)：堤内地の浸水被害防止体制の確保

|   |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
| <p><b>②-1 水門・防潮扉・防潮堤の定期点検の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤等の防潮機能を維持するため、定期点検の実施項目・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-2</p> |  |  |  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局企画部<br/>近畿地方整備局河川部<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市建設局<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に異直しを行う必要は認められなかった。<br/>今後も、各管理主体で行っている点検内容を適切に実施していく。</p> |
|---|--|--|--|--|--|

|   |  |  |   |   |
|---|--|--|---|---|
| <p><b>②-2 官民合同による防潮扉の閉鎖訓練の強化</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 防潮機能の確保を目的とした関係者合同による防潮扉の閉鎖作業訓練の検討を行い、実施する<br/>閉鎖後の避難ルートおよび避難場所について検討し、時間の概念を導入した訓練とする</p> <p>【関連アクション】</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>臨港4区役所<br/>大阪市港湾局<br/>水防団<br/>防潮扉管理企業</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市危機管理室<br/>市民</p> | <p>【小会議分類】 防潮施設関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪府西大阪治水事務所では、特定配備職員の鉄扉閉鎖訓練において、私道鉄扉利用者との合同訓練を実施した。また、地震対策訓練や鉄扉閉鎖訓練については、毎年実施している。水防事務組合では、水防訓練として臨港4区の水防団による防潮鉄扉開閉操作・点検を行なうとともに、水防工法訓練を毎年実施している。また、防潮鉄扉訓練時には、水防団員の津波避難ビルへの避難訓練も実施している。<br/>市港湾局では、企業管理防潮扉について集中監視装置による閉鎖指令情報伝達訓練を1回/月で実施しており、今後、同訓練の参加率向上と官民合同による防潮扉操作訓練を検討する。今年度は、大阪市災害対策本部港湾部津波防災訓練において、集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練を官民合同で実施した。</p> |
| <p><b>②-3 施設管理者間における防潮設備の共同モニタリングの実施</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 施設管理者間において、共同で防潮扉の閉鎖状況を監視できる体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-1</p>                               |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府都市整備部河川室<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪府都市整備部事業管理室<br/>大阪府西大阪治水事務所</p>                  | <p>【小会議分類】 防潮施設関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市港湾局では、集中監視装置の更新により、インターネットを活用したWeb方式での『防潮扉閉鎖状況の情報提供システム(共同モニタリング)』を、平成26年度から運用開始している。大阪府においても、Web方式による共同モニタリングによる情報共有を、平成26年度から運用開始している。</p>   |
| <p><b>②-4 防潮扉閉鎖の支障となる放置自動車や物品の監視・指導の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 防潮扉閉鎖時に支障を及ぼす防潮扉周辺の放置自動車や物品に対する巡回監視活動の強化に向けた実施方法・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>          |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p>   | <p>【小会議分類】 防潮施設関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>各管理者において、パトロールや巡視などを継続実施しており、放置物などがあれば速やかな撤去に努めている。また、占有者に対して継続許可時などに注意喚起を実施している。<br/>今後も、対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行い、法手続きの検討も視野に入れた指導強化に努める。</p>   |



|  |  |     |   |  |
|--|--|-----|---|--|
| <p>②-5 災害時における民間企業等と連携した放置自動車や物品の移動体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 災害時において民間事業者等と連携した、防潮扉レール上等の放置自動車や物品に対しての一時的な移動方法について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p> |  | ■ → | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局<br/>水防団</p> <p>【関連機関】<br/>民間事業者(レッカー業者)</p>                      | <p>【小会議分類】 防潮施設関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>埋立浚渫協会や日本橋梁建設協会と災害時協定を締結した。今後は、平成26年度に改正された海岸法等の法手続きの検討も視野に入れた指導強化に努める。また、民間事業者等と車両等の移動についての協力体制を検討する。</p>   |
| <p>②-6 防潮扉の閉鎖体制を充実するための地元住民との協力</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 水防団や防潮扉閉鎖担当職員が万一防潮扉の閉鎖に対応できない場合に対して、地域住民と連携した防潮扉の閉鎖体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>      |  | ■ → | <p>【実施主体】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局<br/>防潮扉近隣住民</p> <p>【関連機関】<br/>臨港4区役所<br/>水防団</p> | <p>【小会議分類】 防潮施設関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>地域住民と連携した防潮扉の閉鎖体制について検討した結果、地元水防団の拡大に協力することとし、大阪府では津波高潮ステーションにおいて水防団の紹介と募集を、区役所では広報誌で水防団員の募集を行うとともに、防災訓練や防災イベントなどで水防団の活動をパネル紹介している。今後も、区広報誌による水防団の紹介・団員募集を継続しつつ、地域住民を対象とした防潮扉開閉体験指導など、団員募集に向けた啓発活動を実施する。</p> |
| <p>②-7 地区出動隊による防潮扉閉鎖体制の維持</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 防潮扉閉鎖体制の中核である地区出動隊の防災機能を確保するための検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>                                      |  | ■   | <p>【実施主体】<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p>                            | <p>【小会議分類】 防潮施設関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>東日本大震災による大津波では、防潮扉の閉鎖に出動した職員が被災したことから、短時間で閉鎖を完了し職員の避難時間を確保するため、動員人数を増やし、大阪市全職員を対象とした地区出動隊を整備している。引き続き閉鎖作業の迅速化と確実性を確保することを目的として、現場作業に特化した研修・訓練を実施していく。</p>  |



|   |  |  |  |  |   |
|---|--|--|--|--|---|
| <p><b>②-8 施設管理者による参集訓練の実施</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 施設管理者職員の参集訓練の実施による防潮扉閉鎖体制の強化を図る</p> <p>【関連アクション】</p> |  |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>水防団<br/>企業（港運会社、倉庫会社）</p> | <p>【小会議分類】 防潮施設関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪府西大阪治水事務所では、震災対策訓練時に休日を想定した参集訓練を実施するとともに、特定配備職員の鉄扉閉鎖訓練において、夜間訓練も実施している。また、風水害訓練、地震津波訓練、その他水防訓練時の参集訓練、連絡体制の強化も図っていく。<br/>市港湾局では、時間外防潮扉閉鎖体制において休日を想定した参集・閉鎖訓練を実施するとともに、本部班を対象とした夜間参集訓練を実施した。また、今年度においては、津波発生時の橋梁通行止めなどを想定し、船舶を利用した津波避難対策訓練を実施した。<br/>引き続き、訓練等を実施していく。</p> |
|---|--|--|--|--|---|

アクション目標(8)：津波波力の低減体制の確保

|   |  |  |  |   |  |
|---|--|--|--|---|--|
| <p><b>②-9 防波堤の定期点検の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 防波堤の機能確保に向けた巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ①-4</p> |  |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>全施設の点検が平成24年度に完了した。<br/>今後も維持管理計画書に基づき、全施設1サイクル/5年を基準に、定期的な水中部及び気中部の点検を実施する。</p> |
|---|--|--|--|---|--|

アクション目標(9)：人の避難体制の確保

|  |  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|--|---|
| <p><b>②-10 港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発</b></p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指すために自主防災組織づくりに向けた啓発活動を実施する。啓発活動を更に積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する。</p> <p>【関連アクション】 ③-7</p> |  |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>企業(港運会社、船社、倉庫会社等)</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪府では、堤内地の被害対策を目的に鉄扉利用者向けの啓発と、堤外地の事業者・来訪者等も含めた津波・高潮防災啓発講座の取組を行っている。<br/>市港湾局では、改訂版の企業向け津波防災マップを活用し啓発を実施している。また、平成26年6月に作成した『みなとの津波防災』のリーフレットを活用し、港湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPにも掲載している。<br/>平成26年6月に大阪港運協会及び大阪港振興協会を通じて港湾事業者等に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震・津波対策説明会』を開催した。また、平成26年10月に桜島地区振興会に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波避難対策について』説明会を開催した。<br/>日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を大阪港港運協会が会員へ周知している。</p> |
| <p><b>②-11 港湾事業者の自主防災組織の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指した取組みについて検討を行い、実施する(港湾事業者における避難訓練の実施や避難計画の策定等)</p> <p>【関連アクション】 ③-8</p>                           |  |  |  | <p>【実施主体】<br/>企業(港運会社、船社、倉庫会社等)</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市港湾局</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市港湾局では、平成26年6月に作成した『みなとの津波防災』のリーフレットを活用し、港湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPにも掲載している。<br/>平成26年6月に大阪港運協会及び大阪港振興協会を通じて港湾事業者等に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震・津波対策説明会』を開催した。また、平成26年10月に桜島地区振興会に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波避難対策について』説明会を開催した。<br/>引き続き、港湾事業者等に対し、「港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発」を実施していく。<br/>日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を大阪港港運協会が会員へ周知している。</p>  |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| <p>②-12 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する。啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する。</p> <p>【関連アクション】 ③-9、④-3</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府政策企画部危機管理室<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>地元消防署<br/>臨港4区役所<br/>防潮扉管理企業<br/>企業(港運会社、倉庫会社)<br/>水防団</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪府では、「津波・高潮ステーション」や出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発を行っている。<br/>東日本大震災の教訓を踏まえ、都市部で起こりうる津波災害をイメージしてもらうため、津波災害体感シアター等の映像更新を行うとともに、床面地図等の展示物を、平成25年8月に大阪府が公表した新たな津波浸水想定に基づく内容に更新し、3月9日に一般公開した。<br/>また、大阪府危機管理室ホームページでは、浸水想定区域図の掲示及び地域への浸水想定区域等の説明等を掲示している。市危機管理室では、水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を新たに掲載)、市民防災マニュアルを更新し、全戸配布を実施。<br/>市消防局では、本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。<br/>臨港4区役所では、津波避難マップなどを作成し、各戸配布を実施。<br/>市港湾局では、港湾関係事業者を対象とした防災講座を継続実施している。また、平成26年6月に作成した『みなとの津波防災』のリーフレットを活用し、港湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPIにも掲載している。<br/>平成26年6月に大阪港運協会及び大阪港振興協会を通じて港湾事業者等に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震・津波対策説明会』を開催した。また、平成26年10月に桜島地区振興会に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波避難対策について』説明会を開催した。</p> |
| <p>②-13 官民合同による避難訓練の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、官民合同による避難訓練の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-11</p>  |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府都市整備部河川室<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>企業(港運会社、倉庫会社)<br/>水防団</p>   | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪府では、津波・高潮ステーションを活用した啓発活動を実施中であり、東日本大震災の教訓を踏まえた津波・高潮ステーションの内容更新を実施した。<br/>また、「津波・高潮ステーション」の来館者を対象に避難訓練を実施した。さらに、防災船着場を活用した、官民共同での防災訓練(物資の輸送など)を実施した。<br/>此花区役所では、JR西日本が主体となり、JRゆめ咲線での津波を想定した夜間の避難誘導訓練を実施した。<br/>市港湾局では、官民合同避難訓練の具体的な検討は出来ていないが、港湾関連企業に対する啓発活動は継続実施しており、避難訓練実施の土台作りとして取り組んでいく。</p>   |

|   |   |   |  |   |
|---|---|---|--|---|
| <p>②-14 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ③-13、④-6</p> | ■ |   | <p>【実施主体】<br/> 大阪市危機管理室<br/> 臨港4区役所<br/> 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/> 大阪市消防局<br/> 大阪府政策企画部危機管理室</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/> 市危機管理室では、防災行政無線は、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。同報系無線については、音の届く範囲を地域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27,28年度に実施予定。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。市港湾局と大阪海上保安監部で、東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p> |
| <p>②-15 海上からの避難広報の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ③-17、④-8</p>                       | ■ | → | <p>【実施主体】<br/> 大阪海上保安監部<br/> 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/> 大阪市危機管理室<br/> 大阪市消防局</p>                  | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/> 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。市港湾局と大阪海上保安監部で、東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p>  |

|   |  |  |  |   |   |
|---|--|--|--|---|---|
| <b>②-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</b>  |  |  |  | <b>【実施主体】</b><br>大阪市危機管理室<br>大阪市港湾局<br>大阪港運協会<br>企業(港運会社、倉庫会社)<br><br><b>【関連機関】</b><br>臨港4区役所 | <b>【小会議分類】</b> 情報関係小会議<br><br><b>【進捗状況等】</b><br>市港湾局では、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達を実施。<br>市危機管理室では、同報系無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27.28年度に実施予定。<br>臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。 |
| <b>【対象被害項目】</b> 人   |  |  |  |   |   |
| <b>【内容】</b> 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する<br>また、複数の情報手段を検討する |  |  |  |   |   |
| <b>【関連アクション】</b> ③-16、④-7   |  |  |  |   |   |

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる  
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

| アクション項目 | 達成期間 |    |    | 実施主体・関連機関 | 小会議分類<br>平成26年度までの取り組み実績<br>今後の方向性 等 |
|---------|------|----|----|-----------|--------------------------------------|
|         | 短期   | 中期 | 長期 |           |                                      |

アクション目標(10)：堤内地の浸水被害低減体制の確保

|  |  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|--|---|
| <b>②-17 防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保</b>   |  |  |  | <b>【実施主体】</b><br>近畿地方整備局河川部<br>大阪府西大阪治水事務所<br>大阪市港湾局<br><br><b>【関連機関】</b><br>水防団 | <b>【小会議分類】</b> 防潮施設関係小会議<br><br><b>【進捗状況等】</b><br>近畿地方整備局河川部では、最大クラス津波遡上時に操作が必要となる施設について、遠隔操作設備及び耐震照査を完了した。今後は、照査結果に基づき、必要に応じ、順次対応を行っていく。<br>府河川室では、応急対策として角落とし方式の簡易防潮鉄扉を検討し、平成23年度から訓練時に作業性等の検証を行う予定であったが、東日本大震災の被害を踏まえ、角落とし方式の施工を見合わせた。<br>市港湾局では、既に簡易防潮設備の整備を行っており、定期的な設置訓練を実施中である。<br>最大規模の津波に簡易な対処方法はなく、減災対策として出来る限りの応急対応は実施するが、市民の避難などソフト面での対策が必要。閉鎖不可時の周辺住民等への周知方法や区役所等関係機関との連絡体制などソフト面での対策について検討を行っていく。 |
| <b>【対象被害項目】</b> 防潮対策   |  |  |  |  |   |
| <b>【内容】</b> 防潮扉が万一閉鎖できない場合の応急対応について検討を行い、対策を実施する(簡易防潮設備や土嚢等の防潮扉周辺配備) |  |  |  |  |   |
| <b>【関連アクション】</b> ①-6   |  |  |  |  |   |

|   |  |   |  |   |
|---|--|---|--|---|
| <p><b>②-18 防潮扉閉鎖不可時の情報伝達の検討</b></p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 防潮扉が万一閉鎖できない場合の情報連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】</p> |  | ■ | <p>【実施主体】</p> <p>大阪府政策企画部危機管理室<br/>大阪府都市整備部事業管理室<br/>大阪府都市整備部河川室<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市危機管理室<br/>臨港4区役所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>防潮扉管理企業<br/>水防団</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>地震津波災害対策訓練において、府市合同で防潮扉閉鎖訓練を行い、閉鎖状況の情報確認を実施した。<br/>市港湾局では平成25年度に完成した集中監視装置の更新により、防潮扉閉鎖状況共同モニタリングで閉鎖情報の提供を行っているが、災害時に確認できない状態となった場合の確認方法など、引き続き情報連絡網の構築などを検討していく。</p> |
|---|--|---|--|---|

アクション目標(11)：物流機能の被害低減体制の確保

|   |  |   |  |   |
|---|--|---|--|---|
| <p><b>②-19 岸壁・物揚場の定期点検の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 津波被害が予想される岸壁や物揚場の巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ①-11</p> |  | → | <p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局<br/>大阪港埠頭株式会社</p> <p>【関連機関】</p> <p>なし</p> | <p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。<br/>今後についても、各管理主体で行っている点検内容を適切に継続実施していく。<br/>予防保全型の維持管理に転換を実施していく。</p> |
|---|--|---|--|---|

アクション目標(12)：流出被害低減体制の確保

|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| <p><b>②-20 放置艇・沈船の監視等の充実及び撤去体制の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 津波来襲時の被害増大を招く放置艇や沈船の定期監視及び警告の強化、及び改善が無い場合についての処置(撤去等)方法について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p> |   | <p>【実施主体】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪海上保安監部</p> | <p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>船艇による調査を実施し、大阪港海上保安監部と連携して所有者への撤去指導を行なうとともに、所有者不明船舶の撤去を実施している。<br/>引き続き放置艇・沈船の調査し使用実態の現況把握に努めるとともに、沈船の状況により直営または請負での作業を精査し、沈船回収を実施していく。</p>  |
| <p><b>②-21 小型船舶の被害低減に向けた啓発の実施</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 津波来襲時の被害増大を招く小型船舶に対する警告の実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>                                |   | <p>【実施主体】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p>       | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪府は、不法係留船への貼紙や継続許可時に指導を行っている。<br/>また、特に指導が必要と思われる占有者に対し、立入調査を実施し指導を行った。さらに、河川航行ルールを策定し、チラシを配布している。<br/>市港湾局は、港湾労働災害防止協会を通じて、第1沿岸安全推進委員会、大阪船内荷役安全委員会、大阪港艇安全衛生推進委員会の委員に対する港湾関係事業者向け防災講座を実施するとともに、施設の継続使用許可時に指導を行っている。</p> |
| <p><b>②-22 流出する恐れのある放置自動車や物品の監視の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 物品</p> <p>【内容】 津波により流出する恐れがある堤外地の放置自動車や物品の巡回監視活動の強化に向けた実施方法・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>      |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p>       | <p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>港湾域では、堤防敷の不法占用、不適正使用の調査を継続実施するとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。<br/>河川域でも、日常的に巡視を行うとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。<br/>また、使用許可の更新時などの機会をとらまえて順次指導を行っている。<br/>今後も対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行っていく。</p>              |



アクション目標(13)：防災意識の啓発

|  |   |   |  |  |
|--|---|---|--|--|
| <p>②-23 施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 港湾事業者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、貨物の浸水被害低減・流出防止に向けた啓発活動を実施する<br/>啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する</p> <p>【関連アクション】 ④-9</p> | ■ | → | <p>【実施主体】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>防潮扉管理企業<br/>企業(港運会社、倉庫会社)<br/>水防団</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪府では、「津波・高潮ステーション」や出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発を行っている。<br/>東日本大震災の教訓を踏まえ、都市部で起こりうる津波災害をイメージしてもらうため、津波災害体感シアター等の映像更新を行うとともに、床面地図等の展示物を、平成25年8月に大阪府が公表した新たな津波浸水想定に基づく内容に更新し、3月9日に一般公開した。<br/>市港湾局では、津波防災マップを活用し、港湾関係事業者等を対象とした防災講座を継続実施している。また、平成26年6月に作成した『みなとの津波防災』のリーフレットを活用し、港湾事業者等に啓発を実施しており、リーフレットを大阪市HPにも掲載している。<br/>平成26年6月に大阪港運協会及び大阪港振興協会を通じて港湾事業者等に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震・津波対策説明会』を開催した。また、平成26年10月に桜島地区振興会に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波避難対策について』説明会を開催した。。</p> |
|--|---|---|--|--|

|   |   |  |   |  |
|---|---|--|---|--|
| <p>②-24 施設の浸水被害や物品の流出低減のための臨海部の防災マップの作成・配布</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 港湾事業者を対象として、津波による被災状況や想定浸水深を示すとともに、被災想定に応じた行動、対策の事例などを記載した防災マップを作成し、配布する</p> <p>【関連アクション】 ④-10</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市危機管理室<br/>企業(港運会社、倉庫会社)<br/>大阪府政策企画部危機管理室</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>津波防災マップを活用し、啓発を実施している。<br/>平成26年6月に『みなとの津波防災』のリーフレットを作成し、港湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPにも掲載している。</p> |
|---|---|--|---|--|

アクション目標(14)：情報伝達体制の確保

|  |   |  |   |  |
|--|---|--|---|--|
| <p>②-25 緊急時における情報伝達手段の確保</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する</p> <p>【関連アクション】 ④-14</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市建設局<br/>臨港4区役所<br/>大阪市港湾局</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市危機管理室では、防災行政無線は、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。同報系無線については、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27,28年度に実施予定。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。さらに、職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。<br/>臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p> |
|--|---|--|---|--|

|  |   |  |  |  |
|--|---|--|--|--|
| <p>②-26 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-11</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局<br/>大阪港運協会<br/>企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。<br/>また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達を実施している。</p> |
| <p>②-27 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-12、⑤-4</p>                 | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>企業(電気、ガス、電話事業者)</p>    | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p>      |

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
| <p><b>②-28 防災に関する関係行政機関との情報共有化</b></p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う</p> <p>【関連アクション】 ④-13</p> |  |  | <p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部<br/> 近畿地方整備局河川部<br/> 近畿地方整備局港湾空港部<br/> 大阪海上保安監部<br/> 大阪府政策企画部危機管理室<br/> 大阪府都市整備部事業管理室<br/> 大阪府都市整備部河川室<br/> 大阪府西大阪治水事務所<br/> 大阪市危機管理室<br/> 大阪市建設局<br/> 大阪市消防局<br/> 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府警察本部<br/> 臨港4区役所<br/> 企業(電気、ガス、電話事業者)</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>各実施主体において、次の会議・訓練などを開催し、情報共有化を図っている。</p> <p>○会議等</p> <p>&lt;近畿防災連絡会&gt;<br/> &lt;近畿府県政令市防災関係連絡会議&gt;<br/> &lt;建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会&gt;<br/> &lt;市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会&gt;<br/> &lt;府県との災害協定の見直しによる意見交換会&gt;<br/> &lt;大阪湾港湾機能継続計画推進協議会&gt;<br/> &lt;近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議&gt;<br/> &lt;近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ&gt;<br/> &lt;大阪市内地域水防災連絡協議会&gt;<br/> &lt;大阪湾津波防災対策に関する打合せ&gt;<br/> &lt;津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ&gt;<br/> &lt;南海トラフ巨大地震被害想定部会&gt;<br/> &lt;南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会&gt;<br/> &lt;有事対応検討会&gt;</p> <p>○訓練</p> <p>&lt;大阪府地域防災総合演習&gt;<br/> &lt;大阪府合同防災訓練&gt;<br/> &lt;大規模津波防災総合訓練&gt;<br/> &lt;近畿緊急災害現地対策本部運営訓練&gt;</p> <p>○その他</p> <p>&lt;大坂ノ陣合戦祭り×OSAKAキャッスル☆ハッスル2014&gt;<br/> &lt;派遣情報(TEC-FORCE通信)をHPで情報発信&gt;</p> |
|--|--|--|---|--|

|   |  |  |  |   |
|---|--|--|--|---|
| <p>②-29 関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施</p>  |  |  | <p>【実施主体】</p>  | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p>  |
| <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p>   |  |  | <p>近畿地方整備局企画部<br/>近畿地方整備局河川部<br/>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪海上保安監部<br/>大阪府警察本部<br/>大阪府政策企画部危機管理室<br/>大阪府都市整備部事業管理室<br/>大阪府都市整備部河川室<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市建設局<br/>大阪市消防局<br/>大阪市交通局<br/>臨港4区役所<br/>大阪市港湾局<br/>淀川左岸水防事務組合<br/>神戸海難防止研究会<br/>大阪船主会<br/>大阪港運協会<br/>大阪フェリー協会<br/>水防団 市民代表</p> | <p>【進捗状況等】<br/>＜近畿防災連絡会＞<br/>防災に関する取り組みについて、各機関の情報共有の促進を目的とした連絡会を開催。<br/>＜建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会＞<br/>広域的な災害発生時に建設会社への配備に混乱を生じさせないために、整備局、各府県、各府県建設業協会による防災情報の共有を図るとともに、諸課題を整理し災害時の建設会社の適切な配置等について府県単位で意見交換会を行っている。<br/>＜国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画近畿地方地域対策計画策定連絡会＞<br/>近畿地方を管轄区域とする国土交通省の地方支分部局等での具体的かつ実践的な応急活動と戦略的に推進する対策をまとめた「近畿地方地域対策計画」を策定する。<br/>＜大阪湾津波防災対策に関する打合せ＞<br/>府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。<br/>＜津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ＞<br/>国府市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。<br/>＜南海トラフ巨大地震被害想定部会＞<br/>国府市、堺市、学識の参加により、津波浸水想定、震度分布および被害想定等の情報共有を行っている。<br/>＜南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会＞<br/>・国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有も行っている。<br/>＜津波対策プロジェクト会議＞<br/>臨港4区役所と西淀川区をあわせた湾岸5区で開催。</p> |
| <p>【内容】 大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する</p> |  |  | <p>【関連機関】<br/>大阪港埠頭株式会社<br/>企業(電気、ガス、電話事業者)</p>  |   |
| <p>【関連アクション】 ④-15</p>   |  |  |  |   |

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

| アクション項目 | 達成期間 |    |    | 実施主体・関連機関 | 小会議分類<br>平成26年度までの取り組み実績<br>今後の方向性 等 |
|---------|------|----|----|-----------|--------------------------------------|
|         | 短期   | 中期 | 長期 |           |                                      |

アクション目標(15)：防潮機能復旧体制の確保

|   |  |  |   |   |   |
|---|--|--|---|---|---|
| <p><b>②-30 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-1</p> |  |  | ■ | <p>【実施主体】</p> <p>大阪府都市整備部事業管理室<br/>大阪府都市整備部河川室<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市建設局<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>企業(建設業)</p> | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。<br/>引き続き、他団体等との新たな協定締結や協定締結団体との連絡体制構築、具体的な復旧方法について、継続検討を行う。</p> |
|---|--|--|---|---|---|

アクション目標(16)：物流機能復旧体制の確保

|   |  |  |   |  |  |
|---|--|--|---|--|--|
| <p><b>②-31 被災状況調査の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-5</p> |  |  | ■ | <p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局河川部<br/>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市危機管理室<br/>大阪府政策企画部危機管理室<br/>企業(航空調査会社)</p> | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>各実施主体において、(一社)海洋調査協会・(一社)日本潜水協会など、関係団体と災害時の応急対策について、また、(公社)土木学会関西支部とは、災害時の調査等の相互協力に関する協定を、それぞれ締結している。<br/>さらに、大阪府では、防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、その普及にも努めており、被災状況の調査体制については、一定充実が図れた。</p> |
|---|--|--|---|--|--|

|  |  |  |   |   |  |
|--|--|--|---|---|--|
| <p><b>②-32 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶・物品・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる</p> <p>【関連アクション】 ⑤-6</p> |  |  | ■ | <p>【実施主体】</p> <p>大阪市港湾局<br/>企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市環境局<br/>大阪湾広域臨海環境整備センター<br/>企業(建設業)</p> | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>各実施主体において、(一社)全国浚渫協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。<br/>また、市港湾局では、被災時の状況に応じ、所管船舶で対応可能な初期調査等を実施することとしている。<br/>今後、被災時における市所管船舶の保全に関すること、また、物品の回収・運搬方法等も考慮したマニュアル整備に向け、具体的な検討を行う。</p> |
|--|--|--|---|---|--|

|  |   |  |  |   |
|--|---|--|--|---|
| <p>②-33 官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-7</p>      | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪海上保安監部<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市建設局<br/>大阪市環境局<br/>企業(建設業)</p> | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>各実施主体において、(一社)全国浚渫業協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。<br/>近畿地方整備局では、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において回収海域の優先順位、漂流物の発生量の検討をそれぞれH24年度に完了し、H25年度に「大阪湾BCP(案)」としてとりまとめた。<br/>また、大阪港に隣接する港外海域(大阪湾)については、緊急確保航路としてH26.11に政令で指定され、市港湾局においても、被災時の状況に応じ、所管船舶で対応可能な初期調査等を実施することとしており、水域復旧の実施体制については、一定構築している。<br/>今後、漂流物の回収・運搬方法や一時保管場所、最終処分までの手順等について検討を行う。</p> |
| <p>②-34 官民連携による航路浚渫の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-8</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪湾広域臨海環境整備センター<br/>企業(建設業)</p>                                | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>各実施主体において、(一社)全国浚渫業協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結しており、航路浚渫の実施体制については、一定確保した。<br/>今後、浚渫した土砂の最終処分に関連し、別途、検討が進められている窪地の有効利用や埋立地の活用、運搬方法などについて、継続検討を行う。</p>   |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| <p>②-35 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-16、⑤-9</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局河川部<br/>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪府西大阪治水事務所</p> <p>■<br/>大阪市建設局<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>企業(建設業)<br/>岸壁利用者</p> | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。<br/>引き続き、協定締結団体との連絡体制構築や具体的な復旧方法、また「大阪湾BCP(案)」に基づく官民連携した訓練実施などを通じた、施設復旧の実施体制確保に向け、継続検討を行う。</p> |
|--|--|--|--|--|

施策の方向性③：避難・救助を支援する  
 施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

| アクション項目 | 達成期間 |    |    | 実施主体・関連機関 | 小会議分類<br>平成26年度までの取り組み実績<br>今後の方向性 等 |
|---------|------|----|----|-----------|--------------------------------------|
|         | 短期   | 中期 | 長期 |           |                                      |

アクション目標(17)：船舶避難の迅速化


|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| <p>③-1 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 ポートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施するとともに、複数の情報伝達手段を検討する</p> <p>【関連アクション】 ④-2</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪海上保安監部<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪海上保安監部が被害を受けた場合、第五管区海上保安本部から情報を発表できるよう、「大阪港船舶津波対応要領(暫定版)」の改定を行い、関係者に周知した。<br/>また、第五管区海上保安本部では、管下保安部署の通信機能が被災した場合を想定し、平成24年12月1日から各港長の勤告などについて、各船舶へは国際VHF放送により、各海事関係者へはインターネットやファックスにより配信することとし、この他、放送機関への広報を実施するとともに、沿岸域情報提供システム(MICS)により周知する取り組みを行っている。<br/>船舶代理店に対しては、容易に防災情報の収集が行えるよう、「おおさか防災ネット」への携帯電話の登録を勧めており、港湾管理者とポートラジオが連携して迅速に情報伝達を実施することとしている。<br/>平成25年度は、近畿運輸局が「船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成の手引き」を作成し、公益社団法人神戸海難防止研究会では「大阪湾における推奨される避難海域図」が作成され、それぞれ運輸局と第五管区海上保安本部のHPIに掲載され周知をおこなっている。</p> |
|--|--|--|--|--|




|   |   |  |   |  |
|---|---|--|---|--|
| <p><b>③-2 船舶の避難マニュアルの整備</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、港外避難する際の出港順序等の避難方法について検討を行い、関係機関や船社に対する避難マニュアルをとりまとめる</p> <p>【関連アクション】</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪海上保安監部<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪船主会<br/>大阪フェリー協会<br/>企業(船舶代理店)</p>                          | <p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪海上保安監部と連携し、大阪府・大阪市ともに船舶津波対応要領を作成し、関係者に周知した。(大阪府・平成23年3月、大阪市・同6月)<br/>船舶、代理店、関係者の取るべき措置等を定めているが、船舶避難の優先順位の調整や3.11東日本大震災の教訓を踏まえた対策を作成することが課題となっている。<br/>平成25年度は、近畿運輸局が「船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成の手引き」を作成し、公益社団法人神戸海難防止研究会では「大阪湾における推奨される避難海域図」が作成され、それぞれ運輸局と第五管区海上保安本部のHPIに掲載され周知をおこなっている。<br/>今年度はこうした成果を受けて、「阪神港(大阪区、堺泉北区)及び阪南港における船舶津波対応要領」の改正を行った。</p> |
| <p><b>③-3 港外避難に有利な着岸形式の検討</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、船舶着岸形式の出船形式への変更に向けての検討を行う</p> <p>【関連アクション】</p>                           | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪海上保安監部<br/>神戸海難防止研究会<br/>大阪船主会<br/>大阪フェリー協会<br/>大阪港運協会<br/>企業(船舶代理店)</p> | <p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>荷役に有利な位置での着岸を要求されるものの極力出船形式での着岸を求めているが、時間と費用が嵩むことや強制力が無いこともあり100%の実施は困難な状況である。<br/>フェリー船等は、専用岸壁化した施設整備の問題や、相手港の関係もあり、出船形式への変更は難しい状況となっている。<br/>危険物船は満載で入港してくるから安全性への配慮、荷役設備の関係等から出船による着岸に慎重にならざるを得ない。<br/>しかしながら、コンテナ船等の貨物船の場合は関係者の理解等一定の課題整理をおこなえば可能性がないわけではないため、船舶の避難などでの検討会等で抽出された見解をもとに、引き続き検討を実施する。</p>   |
| <p><b>③-4 災害時における小型船舶の緊急避難水(海)域の設定可能性の検討</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内で停泊中の小型船舶が避難するための水域の確保について検討を行う</p> <p>【関連アクション】</p>                    | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪海上保安監部<br/>大阪府西大阪治水事務所</p>   | <p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪港内には適当な水域がなく、避難水域の確保が困難な状況であるため、視点を変えた係留場所や港外退避について検討が必要となっている。<br/>大阪湾西部(淡路島東側沖)が水深があるため避難水域に適しているとの検討結果をもとに、「阪神港(大阪区、堺泉北区)及び阪南港における船舶津波対応要領」を改正し推奨避難場所として掲載した。<br/>大阪港内の既存の係留施設の統廃合等による利用形態の転換も念頭に引き続き検討を実施していく。</p>   |

アクション目標(18)：人の避難の迅速化

|   |   |  |  |   |   |
|---|---|--|--|---|---|
| <p>③-5 要避難者に対する浸水想定地域における啓発情報の掲示</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 堤外地の港湾労働者や来訪者に対して浸水情報等を掲示し、避難誘導を行うための掲示板について検討を行い、掲示板を設置する</p> <p>【関連アクション】</p>                | ■ |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市危機管理室</p>   | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市港湾局では浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に四力国語表記の津波啓発看板を設置しているが、今後は南海トラフ巨大地震に対する検討が必要となっている。<br/>今後、大阪府西大阪治水事務所においても、鉄扉等に津波啓発看板を設置する予定である。また、大阪市危機管理室ホームページでは、浸水想定区域図の掲示及び地域への浸水想定区域等の説明等を掲示している。</p>  |
| <p>③-6 要避難者に対する公共施設等の緊急避難場所の確保・啓発</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者や来訪者が避難可能な施設(フェリーターミナルの建物や民間ビル等)を選定し、施設管理者への協力要請若しくは協定等の締結に向けて啓発を行う</p> <p>【関連アクション】</p> | ■ |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市危機管理室<br/>臨港4区役所<br/>大阪市港湾局<br/>企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】<br/>大阪フェリー協会<br/>大阪港埠頭株式会社</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>埠頭株式会社では、整備した緊急事態対応マニュアルに基づき、被災状況の確認行動を対象とした防災訓練を行っている。また、南海トラフ巨大地震に対する南港フェリーターミナルの高さ関係を見直した結果、想定される津波高さであれば浸水する恐れはないと考える。<br/>しかし、かもめフェリーターミナルについては周辺に避難場所となる高い建物がなく、今後検討する必要がある。<br/>市危機管理室及び区役所では、平成25年8月に大阪府より南海トラフ巨大地震の津波浸水想定結果が公表され、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。津波避難ビル等は水害ハザードマップやホームページ等で公表している。また、確保した施設には、当該施設が津波避難ビルであることを周知するために、図記号及び四力国語表記の看板又はステッカー等を設置している。<br/>・臨港4区の津波避難ビル：約30万人分確保<br/>(参考)推計避難者数 昼間約26万人、夜間約11万人<br/>臨港4区役所では、民間マンション等と津波避難ビルの協定締結を継続して実施していく。<br/>市港湾局では、浸水想定地域の近辺に施設を所有(管理)している事業者等の了承のもと、緊急避難場所として企業向け防災マップに記載しており、啓発活動に活用している。<br/>平成26年6月に作成した『みなとの津波防災』のリーフレットを活用し、港湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPIにも掲載している。<br/>平成26年5月に大阪港運協会及び大阪港振興協会を通じて港湾事業者等に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震・津波対策説明会』を開催した。また、平成26年10月に桜島地区振興会に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波避難対策について』説明会を開催した。</p> |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p><b>③-7 港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発</b></p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指すために自主防災組織づくりに向けた啓発活動を実施する。</p> <p>【関連アクション】 ②-10</p> |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>企業(港運会社、船社、倉庫会社等)</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪府では、堤内地の被害対策を目的に鉄扉利用者向けの啓発と、堤外地の事業者・来訪者等も含めた津波・高潮防災啓発講座の取組を行っている。<br/>市港湾局では、改訂版の企業向け津波防災マップを活用し啓発を実施している。また、平成26年6月に作成した『みなとの津波防災』のリーフレットを活用し、港湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPにも掲載している。<br/>平成26年6月に大阪港運協会及び大阪港振興協会を通じて港湾事業者等に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波対策説明会』を開催した。また、平成26年10月に桜島地区振興会に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波避難対策について』説明会を開催した。<br/>日本港運協会が作成した『事業継続計画書策定支援ツール』を大阪港港運協会が会員へ周知している。</p> |
|---|--|--|--|

|   |  |  |   |
|---|--|--|---|
| <p><b>③-8 港湾事業者の自主防災組織の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指した取組みについて検討を行い、実施する。(港湾事業者における避難訓練の実施や避難計画の策定等)</p> <p>【関連アクション】 ②-11</p> |  | <p>【実施主体】<br/>企業(港運会社、船社、倉庫会社等)</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市港湾局</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市港湾局では、平成26年6月に作成した『みなとの津波防災』のリーフレットを活用し、港湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPにも掲載している。<br/>平成26年6月に大阪港運協会及び大阪港振興協会を通じて港湾事業者等に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波対策説明会』を開催した。また、平成26年10月に桜島地区振興会に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波避難対策について』説明会を開催した。<br/>引き続き、港湾事業者等に対し、「港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発」を実施していく。<br/>日本港運協会が作成した『事業継続計画書策定支援ツール』を大阪港港運協会が会員へ周知している。</p> |
|---|--|--|---|

|   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| <p>③-9 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-12、④-3</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府政策企画部危機管理室<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>地元消防署<br/>臨港4区役所<br/>防潮扉管理企業<br/>企業(港運会社、倉庫会社)<br/>水防団</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪府では、「津波・高潮ステーション」や出前講座を活用して、津波・高潮災害に関する啓発を行っている。<br/>東日本大震災の教訓を踏まえ、都市部で起こりうる津波災害をイメージしてもらうため、津波災害体感シアター等の映像更新を行うとともに、床面地図等の展示物を、平成25年8月に大阪府が公表した新たな津波浸水想定に基づく内容に更新し、3月9日に一般公開した。<br/>また、大阪府危機管理室ホームページでは、浸水想定区域図の掲示及び地域への浸水想定区域等の説明等を掲示している。<br/>市危機管理室では、水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を新たに掲載)、市民防災マニュアルを更新し、全戸配布を実施。<br/>市消防局では、本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。<br/>臨港4区役所では、津波避難マップなどを作成し、各戸配布を実施。<br/>市港湾局では、港湾関係事業者を対象とした防災講座を継続実施している。また、平成26年6月に作成した『みなとの津波防災』のリーフレットを活用し、港湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPにも掲載している。<br/>平成26年6月に大阪港運協会及び大阪港振興協会を通して港湾事業者等に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震・津波対策説明会』を開催した。また、平成26年10月に桜島地区振興会に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波避難対策について』説明会を開催した。</p> |
|---|--|--|--|--|

|  |   |  |   |  |
|--|---|--|---|--|
| <p>③-10 港湾労働者等の避難のための臨海部の防災マップの作成・配布</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、避難ルート、避難場所、岸壁高さ、津波の想定浸水範囲や浸水深を示したパンフレットを作成し、港湾事業者等へ配布する</p> <p>【関連アクション】 ④-4</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市危機管理室<br/>臨港4区役所<br/>企業(港運会社、倉庫会社)</p>                  | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>企業向け防災マップを配布し、啓発活動を実施している。平成26年6月に『みなとの津波防災』のリーフレットを作成し、港湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPにも掲載している。</p>  |
| <p>③-11 官民合同による避難訓練の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、官民合同による避難訓練の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-t3</p>                                  | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府都市整備部河川室<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>企業(港運会社、倉庫会社)<br/>水防団</p>  | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪府では、津波・高潮ステーションを活用した啓発活動を実施中であり、東日本大震災の教訓を踏まえた津波・高潮ステーションの内容更新を実施した。<br/>また、「津波・高潮ステーション」の来館者を対象に避難訓練を実施した。さらに、防災船着場を活用した、官民共同での防災訓練(物資の輸送など)を実施した。<br/>此花区役所では、JR西日本が主体となり、JRゆめ咲線での津波を想定した夜間の避難誘導訓練を実施した。<br/>市港湾局では、官民合同避難訓練の具体的な検討は出来ていないが、港湾関連企業に対する啓発活動は継続実施しており、避難訓練実施の土台作りとして取り組んでいく。</p>   |
| <p>③-12 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-5</p>                               | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局河川部<br/>大阪府政策企画部危機管理室<br/>大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】<br/>大阪海上保安監部<br/>大阪市港湾局</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。<br/>近畿地方整備局河川部では、淀川河口部での活発な水面利用や高水敷の活用も多く、堤防上に多くの利用者がいることから、津波に関する注意報や警報が発令された際には、速やかに避難を促す情報を発信する必要があるため、津波情報提供設備(音声・文字情報)を28箇所整備済み。<br/>大阪府危機管理室では、府民向けに津波警報等の防災情報に関する防災情報メールサービス(おおさか防災ネット)等により、避難情報の共通発信を行っている。<br/>市危機管理室では、同報系無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持を図っていく。</p> |

|   |  |  |   |  |
|---|--|--|---|--|
| <p>③-13 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する。</p> <p>【関連アクション】 ②-14; ④-6</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市危機管理室<br/>臨港4区役所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市消防局</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市危機管理室では、防災行政無線は、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。同報系無線については、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27,28年度に実施予定。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を覚知すればその対応を優先する。市港湾局と大阪海上保安監部で、東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p> |
|---|--|--|---|--|

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
| <p>③-14 来訪者の避難・誘導體制の確保・啓発</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 臨海部の来訪者に対する津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等について検討を行い、掲示板等で啓発を行う<br/>また、避難情報伝達手段として、複数のメディアの活用を検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立する</p> <p>【関連アクション】</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>臨港4区役所<br/>大阪市ゆとりとみどり振興局<br/>大阪府政策企画部危機管理室</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市危機管理室及び区役所では、平成25年8月に大阪府より南海トラフ巨大地震の津波浸水想定結果が公表され、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四力国語表記の看板又はステッカー等を設置している。<br/>・臨港4区の津波避難ビル：約30万人分確保<br/>(参考)推計避難者数 昼間約26万人、夜間約11万人<br/>引き続き、各区において、推計避難者数に対し、津波避難ビルを100%確保するよう取り組んでいく。<br/>市港湾局では浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波啓発看板を設置しているが、今後は南海トラフ巨大地震に対する検討が必要となっている。</p> |
|--|--|--|--|---|



|   |   |  |   |  |
|---|---|--|---|--|
| <p><b>③-15 外国人に対する避難・誘導対策の実施</b></p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 船員や臨海部に来訪している外国人に対して、外国語による津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等についての検討を行い、掲示板等に反映する<br/>また、避難情報伝達手段として、複数のメディアの活用を検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立する</p> <p>【関連アクション】</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>臨港4区役所<br/><b>大阪府政策企画部危機管理室</b></p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市危機管理室及び区役所では、平成25年8月に大阪府より南海トラフ巨大地震の津波浸水想定結果が公表され、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。<br/>・臨港4区の津波避難ビル：約30万人分確保<br/>(参考)推計避難者数 昼間約26万人、夜間約11万人<br/>市港湾局では浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に四カ国語表記の津波啓発看板を設置しているが、今後は南海トラフ巨大地震に対する検討が必要となっている。</p> |
|---|---|--|---|--|

|  |   |  |   |  |
|--|---|--|---|--|
| <p><b>③-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-16、④-7</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市港湾局<br/>大阪港運協会<br/>企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】<br/>臨港4区役所</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市港湾局では、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達を実施。<br/>市危機管理室では、同報系無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27-28年度に実施予定。<br/>臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p> |
|--|---|--|---|--|

|  |   |   |   |  |
|--|---|---|---|--|
| <p><b>③-17 海上からの避難広報の実施</b></p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-15、④-8</p> | ■ | → | <p>【実施主体】<br/>大阪海上保安監部<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市消防局</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。<br/>市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。<br/>市港湾局と大阪海上保安監部で、東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.28)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p> |
|--|---|---|---|--|



施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

| アクション項目 | 達成期間 |    |    | 実施主体・関連機関 | 小会議分類<br>平成26年度までの取り組み実績<br>今後の方向性 等 |
|---------|------|----|----|-----------|--------------------------------------|
|         | 短期   | 中期 | 長期 |           |                                      |


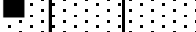
アクション目標(19)：防潮扉閉鎖情報の充実

|  |  |  |  |   |  |
|--|--|--|--|---|--|
| <p>④-1 施設管理者間における防潮設備の共同モニタリングの実施</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 施設管理者間において、共同で防潮扉の閉鎖状況を監視できる体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-3</p> |  |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府都市整備部河川室<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪府都市整備部事業管理室<br/>大阪府西大阪治水事務</p> | <p>【小会議分類】 防潮施設関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市港湾局では、集中監視装置の更新により、インターネットを活用したWeb方式での『防潮扉閉鎖状況の情報提供システム(共同モニタリング)』を、平成26年度から運用開始している。<br/>大阪府においても、Web方式による共同モニタリングによる情報共有を、平成26年度から運用開始している。</p> |
|--|--|--|--|---|--|

アクション目標(20)：船舶避難情報の充実

|   |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
| <p>④-2 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 ポートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-1</p> |  |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪海上保安監部<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪海上保安監部が被害を受けた場合、第五管区海上保安本部から情報を発表できるよう、「大阪港船舶津波対応要領(暫定版)」の改定を行い、関係者に周知した。<br/>また、第五管区海上保安本部では、管下保安部署の通信機能が被災した場合を想定し、平成24年12月1日から各港長の勤告などについて、各船舶へは国際VHF放送により、各海事関係者へはインターネットやファックスにより配信することとし、その他、放送機関への広報を実施するとともに、沿岸域情報提供システム(MICS)により周知する取り組みを行っている。<br/>船舶代理店に対しては、容易に防災情報の収集が行えるよう、「おおさか防災ネット」への携帯電話の登録を勧めており、港湾管理者とポートラジオが連携して迅速に情報伝達を実施することとしている。<br/>平成25年度は、近畿運輸局が「船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成の手引き」を作成し、公益社団法人神戸海難防止研究会では「大阪湾における推奨される避難海域図」が作成され、それぞれ運輸局と第五管区海上保安本部のHPに掲載され周知おこなっている。</p> |
|---|--|--|--|--|--|

アクション目標(21)：避難情報の充実

|   |  |  |  |   |
|---|--|--|--|---|
| <p>④-3 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-12、③-9</p> |    |  | <p>【実施主体】<br/>大阪府政策企画部危機管理室<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>地元消防署<br/>臨港4区役所<br/>防潮扉管理企業<br/>企業(港運会社、倉庫会社)<br/>水防団</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪府では、「津波：高潮ステーション」や出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発を行っている。<br/>東日本大震災の教訓を踏まえ、都市部で起こりうる津波災害をイメージしてもらうため、津波災害体感シアター等の映像更新を行うとともに、床面地図等の展示物を、平成25年8月に大阪府が公表した新たな津波浸水想定に基づく内容に更新し、3月9日に一般公開した。<br/>また、大阪府危機管理室ホームページでは、浸水想定区域図の掲示及び地域への浸水想定区域等の説明等を掲示している。<br/>市危機管理室では、水害ハザードマップ(南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を新たに掲載)、市民防災マニュアルを更新し、全戸配布を実施。<br/>市消防局では、本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。<br/>臨港4区役所では、津波避難マップなどを作成し、各戸配布を実施。<br/>市港湾局では、港湾関係事業者を対象とした防災講座を継続実施している。また、平成26年6月に作成した『みなとの津波防災』のリーフレットを活用し、港湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPにも掲載している。<br/>平成26年6月に大阪港運協会及び大阪港振興協会を通じて港湾事業者等に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波対策説明会』を開催した。また、平成26年10月に桜島地区振興会に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波避難対策について』説明会を開催した。</p> |
| <p>④-4 港湾労働者等の避難のための臨海部の防災マップの作成・配布</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、津波の想定浸水範囲や浸水深を示したパンフレットを作成し、港湾事業者等へ配布する</p> <p>【関連アクション】 ③-10</p>              |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市危機管理室<br/>臨港4区役所<br/>企業(港運会社、倉庫会社)</p>   | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>企業向け防災マップを配布し、啓発活動を実施している。<br/>平成26年6月に『みなとの津波防災』のリーフレットを作成し、港湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPにも掲載している。</p>  |

|  |  |  |   |   |
|--|--|--|---|---|
| <p>④-5 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する。</p> <p>【関連アクション】 ③-12</p>                      |  |  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局河川部<br/>大阪府政策企画部危機管理室<br/>大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】<br/>大阪海上保安監部<br/>大阪市港湾局</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船舶の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。</p> <p>近畿地方整備局河川部では、淀川河口部での活発な水面利用や高水敷の活用も多く、堤防上に多くの利用者がいることから、津波に関する注意報や警報が発令された際には、速やかに避難を促す情報を発信する必要があるため、津波情報提供設備（音声・文字情報）を28箇所整備済み。</p> <p>大阪府危機管理室では、府民向けに津波警報等の防災情報に関する防災情報メールサービス（おおさか防災ネット）等により、避難情報の共通発信を行っている。</p> <p>市危機管理室では、同報系無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持を図っていく。</p>   |
| <p>④-6 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する。</p> <p>【関連アクション】 ②-14、③-13</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市危機管理室<br/>臨港4区役所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市消防局</p>                         | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市危機管理室では、防災行政無線は、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。同報系無線については、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27・28年度に実施予定。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。</p> <p>臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p> <p>市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を感知すればその対応を優先する。</p> <p>市港湾局と大阪海上保安監部で、東北地方太平洋沖地震津波（H23.3.11）時及びチリ地震津波（H22.2.28）時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p> |

|                                     |                   |  |                            |          |   |  |
|-------------------------------------|-------------------|--|----------------------------|----------|---|--|
| <p>④-7 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> | <p>【対象被害項目】 人</p> | <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> | <p>【関連アクション】 ②-16、③-16</p> | <p>■</p> | <p>【実施主体】<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市港湾局<br/>大阪港運協会<br/>企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】<br/>臨港4区役所</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市港湾局では、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知啓発を実施するとともに、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達を実施。<br/>市危機管理室では、同報系無線について、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27/28年度に実施予定。<br/>臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p> |
|-------------------------------------|-------------------|--|----------------------------|----------|---|--|

|                         |                   |  |                            |            |   |   |
|-------------------------|-------------------|--|----------------------------|------------|---|---|
| <p>④-8 海上からの避難広報の実施</p> | <p>【対象被害項目】 人</p> | <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> | <p>【関連アクション】 ②-15、③-17</p> | <p>■ →</p> | <p>【実施主体】<br/>大阪海上保安監部<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市消防局</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあつては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。<br/>市消防局では大阪府に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する。<br/>市港湾局と大阪海上保安監部で、東北地方太平洋沖地震津波(H23.3.11)時及びチリ地震津波(H22.2.8)時に大阪海上保安庁及び市港湾局において、船舶による巡視・広報を実施した。</p> |
|-------------------------|-------------------|--|----------------------------|------------|---|---|

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

| アクション項目  | 達成期間 |    |    | 実施主体・関連機関  | 小会議分類<br>平成26年度までの取り組み実績<br>今後の方向性 等   |
|--|------|----|----|--|--|
|  | 短期   | 中期 | 長期 |  |  |
| アクション目標(22)：防災情報の普及  |      |    |    |  |  |
| <p>④-9 施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 港湾事業者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、貨物の浸水被害低減・流出防止に向けた啓発活動を実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-23</p> |      |    |    | <p>【実施主体】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>防潮扉管理企業<br/>企業(港運会社、倉庫会社)<br/>水防団</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪府では、「津波・高潮ステーション」や出前講座を活用して、津波・高潮災害に関する啓発を行っている。<br/>東日本大震災の教訓を踏まえ、都市部で起こりうる津波災害をイメージしてもらうため、津波災害体感シアター等の映像更新を行うとともに、床面地図等の展示物を、平成25年8月に大阪府が公表した新たな津波浸水想定に基づく内容に更新し、3月9日に一般公開した。<br/>市港湾局では、津波防災マップを活用し、港湾関係事業者等を対象とした防災講座を継続実施している。また、平成26年6月に作成した『みなとの津波防災』のリーフレットを活用し、港湾事業者等に啓発を実施しており、リーフレットを大阪市HPにも掲載している。<br/>平成26年6月に大阪港運協会及び大阪港振興協会を通じて港湾事業者等に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波対策説明会』を開催した。また、平成26年10月に桜島地区振興会に対し、本アクションプランを踏まえた『大阪港地震津波避難対策について』説明会を開催した。</p> |

|   |   |  |   |  |
|---|---|--|---|--|
| <p>④-10 施設の浸水被害や物品の流出低減のための臨海部の防災マップの作成・配布</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 港湾事業者を対象として、津波による被災状況や想定浸水深を示したパンフレットを作成し、配布する</p> <p>【関連アクション】 ②-24</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市危機管理室<br/>企業(港運会社、倉庫会社)</p> | <p>【小会議分類】 啓発関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>津波防災マップを活用し、啓発を実施している。<br/>平成26年6月に「みなとの津波防災」のリーフレットを作成し、港湾事業者等に啓発を実施しており、大阪市HPにも掲載している。</p> |
|---|---|--|---|--|

アクション目標(23)：情報伝達機能の確保

|  |   |  |  |  |
|--|---|--|--|--|
| <p>④-11 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-26</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局<br/>大阪港運協会<br/>企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。<br/>また、防潮扉の管理企業については、集中監視装置による津波情報の伝達を実施している。</p> |
|--|---|--|--|--|

|   |   |  |   |   |
|---|---|--|---|---|
| <p>④-12 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-27; ⑤-4</p> | ■ |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>企業(電気、ガス、電話事業者)</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p> |
|---|---|--|---|---|

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
| <p><b>④-13 防災に関する関係行政機関との情報共有化</b></p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う</p> <p>【関連アクション】 ②-28</p> |  |  | <p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部<br/>近畿地方整備局河川部<br/>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪海上保安監部<br/>大阪府政策企画部危機管理室<br/>大阪府都市整備部事業管理室<br/>大阪府都市整備部河川室<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市建設局<br/>大阪市消防局<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府警察本部<br/>臨港4区役所<br/>企業(電気、ガス、電話事業者)</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>各実施主体において、次の会議・訓練などを開催し、情報共有化を図っている。</p> <p>○会議等</p> <p>＜近畿防災連絡会＞<br/>＜近畿府県政令市防災関係連絡会議＞<br/>＜建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会＞<br/>＜市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会＞<br/>＜府県との災害協定の見直しによる意見交換会＞<br/>＜大阪湾港湾機能継続計画推進協議会＞<br/>＜近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議＞<br/>＜近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ＞<br/>＜大阪市内地域水防災連絡協議会＞<br/>＜大阪湾津波防災対策に関する打合せ＞<br/>＜津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ＞<br/>＜南海トラフ巨大地震被害想定部会＞<br/>＜南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会＞<br/>＜有事対応検討会＞</p> <p>○訓練</p> <p>＜大阪府地域防災総合演習＞<br/>＜大阪府合同防災訓練＞<br/>＜大規模津波防災総合訓練＞<br/>＜近畿緊急災害現地対策本部運営訓練＞</p> <p>○その他</p> <p>＜大坂ノ陣合戦祭り×OSAKAキャッスル☆ハッスル2014＞<br/>＜派遣情報(TEC-FORCE通信)をHPで情報発信＞</p> |
|--|--|--|--|---|

|   |  |  |   |  |
|---|--|--|---|--|
| <p><b>④-14 緊急時における情報伝達手段の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-25</p> |  |  | <p>【実施主体】</p> <p>大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市建設局<br/>臨港4区役所<br/>大阪市港湾局</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>市危機管理室では、防災行政無線は、移動系・固定系無線のデジタル化が完了。同報系無線については、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの配置等に関する調査をH26年度に実施し、防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を平成27・28年度に実施予定。また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始した。さらに、職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。</p> |
|---|--|--|---|--|



|           |   |  |  |  |   |
|-----------|---|--|--|--|---|
| ④-15      | <b>関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施</b>   |  |  | <b>【実施主体】</b><br>近畿地方整備局企画部<br>近畿地方整備局河川部<br>近畿地方整備局港湾空港部<br>大阪海上保安監部<br>大阪府警察本部<br>大阪府政策企画部危機管理室<br>大阪府都市整備部事業管理室<br>大阪府都市整備部河川室<br>大阪府西大阪治水事務所<br>大阪市危機管理室<br>大阪市建設局<br>大阪市消防局<br>大阪市交通局<br>臨港4区役所<br>大阪市港湾局<br>淀川左岸水防事務組合<br>神戸海難防止研究会<br>大阪船主会<br>大阪港運協会<br>大阪フェリー協会<br>水防団・市民代表 | <b>【小会議分類】</b> 情報関係小会議<br><br><b>【進捗状況等】</b><br><近畿防災連絡会><br>防災に関する取り組みについて、各機関の情報共有の促進を目的とした連絡会を開催。<br><建設会社の災害対応における行政機関との調整に関する意見交換会><br>広域的な災害発生時に建設会社への配備に混乱を生じさせないために、整備局、各府県、各府県建設業協会による防災情報の共有を図るとともに、諸課題を整理し災害時の建設会社の適切な配置等について府県単位で意見交換会を行っている。<br><国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画近畿地方地域対策計画策定連絡会><br>近畿地方を管轄区域とする国土交通省の地方支分部局等での具体的かつ実践的な応急活動と戦略的に推進する対策をまとめた「近畿地方地域対策計画」を策定する。<br><大阪湾津波防災対策に関する打合せ><br>府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。<br><津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ><br>国府市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。<br><南海トラフ巨大地震被害想定部会><br>国府市、堺市、学識の参加により、津波浸水想定、震度分布および被害想定等の情報共有を行っている。<br><南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会><br>国府市、兵庫県、和歌山県、堺市の参加により、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有もを行っている。<br><津波対策プロジェクト会議><br>臨港4区役所と西淀川区を合わせた湾岸5区で開催。 |
| 【対象被害項目】  | 仕組み作り   |  |  |  |   |
| 【内容】      | 大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する |  |  |  |   |
| 【関連アクション】 | ②-29  |  |  |  |   |

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

| アクション項目  | 達成期間 |    |    | 実施主体・関連機関  | 小会議分類<br>平成26年度までの取り組み実績<br>今後の方向性 等   |
|--|------|----|----|--|--|
|  | 短期   | 中期 | 長期 |  |  |
| アクション目標(24)：復旧情報の共有  |      |    |    |  |  |
| <p>④-16 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する。</p> <p>【関連アクション】 ②-35; ⑤-9</p> |      |    |    | <p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局河川部</p> <p>近畿地方整備局港湾空港部</p> <p>大阪府西大阪治水事務所</p> <p>大阪市建設局</p> <p>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>企業(建設業)</p> <p>岸壁利用者</p> | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。</p> <p>引き続き、協定締結団体との連絡体制構築や具体的な復旧方法、また「大阪湾BCP(案)」に基づく官民連携した訓練実施などを通じた、施設復旧の実施体制確保に向け、継続検討を行う。</p> |

アクション目標(25)：支援情報の発信

|   |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
| <p>④-17 被災後の使用可能港湾施設情報の提供</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-2</p> |  |  |  | <p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局港湾空港部</p> <p>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪船主会</p> <p>大阪港運協会</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>国土交通省港湾局が主体となり、「被害情報収集発信システム」を整備したが、利活用が遅れている状況である。</p> <p>大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討しているところである。</p> <p>東日本大震災の事例では、東北地方整備局のホームページ上に東日本大震災関連情報のページを作成し、「岸壁の航路啓開進捗状況」の項目で随時更新しインターネットで情報提供を行った。</p> <p>関係各組織・機関での情報共有と同じ情報を利用者及び関係者に対し発信する仕組みが必要である。</p> |
|---|--|--|--|--|--|

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

| アクション項目 | 達成期間 |    |    | 実施主体・関連機関 | 小会議分類<br>平成26年度までの取り組み実績<br>今後の方向性 等 |
|---------|------|----|----|-----------|--------------------------------------|
|         | 短期   | 中期 | 長期 |           |                                      |

アクション目標(26)：防潮機能の復旧

|   |  |  |   |   |
|---|--|--|---|---|
| <p><b>⑤-1 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-30</p> |  |  | <p>【実施主体】</p> <p>大阪府都市整備部事業管理室<br/>大阪府都市整備部河川室<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市建設局<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>企業(建設業)</p> | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。引き続き、他団体等との新たな協定締結や協定締結団体との連絡体制構築、具体的な復旧方法について、継続検討を行う。</p> |
|---|--|--|---|---|

アクション目標(27)：復旧支援体制の確保

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| <p><b>⑤-2 被災後の使用可能港湾施設情報の提供</b></p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-17</p> |  |  | <p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪船主会<br/>大阪港運協会</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>国土交通省港湾局が主体となり、「被害情報収集発信システム」を整備したが、利活用が遅れている状況である。大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中、完了時における情報発信方法について検討しているところである。東日本大震災の事例では、東北地方整備局のホームページ上に東日本大震災関連情報のページを作成し、「岸壁の航路啓開進捗状況」の項目で随時更新しインターネットで情報提供を行った。関係各組織・機関での情報共有と同じ情報を利用者及び関係者に対し発信する仕組みが必要である。</p> |
|--|--|--|--|--|

|   |  |  |  |   |  |
|---|--|--|--|---|--|
| <p><b>⑤-3 応急復旧活動用地の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の復旧に必要な活動場所について検討を行い、活動場所を確保する</p> <p>【関連アクション】 ⑥-2</p> |  |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市危機管理室</p> | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>市地域防災計画に位置付けられている、災害時における応急復旧活動用地（オープンスペース）の緑地整備面積について、全体計画30.4haのうち、約6割にあたる17.9haを供用し、一定程度、必要な活動用地は確保した。<br/>また、残るエリアの整備についても、今後、検討を行う。</p> |
|---|--|--|--|---|--|

|   |  |  |  |   |   |
|---|--|--|--|---|---|
| <p><b>⑤-4 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-27、④-12</p> |  |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市危機管理室<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>企業(電気、ガス、電話事業者)</p> | <p>【小会議分類】 情報関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、各ライフライン事業者と調整を行い連絡体制を構築した。</p> |
|---|--|--|--|---|---|

アクション目標(28)：物流機能の復旧

|   |  |  |  |  |   |
|---|--|--|--|--|---|
| <p><b>⑤-5 被災状況調査の充実</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-31</p> |  |  |  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局河川部<br/>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪市危機管理室<br/>企業(航空調査会社)</p> | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>各実施主体において、(一社)海洋調査協会、(一社)日本潜水協会など、関係団体と災害時の応急対策について、また、(公社)土木学会関西支部とは、災害時の調査等の相互協力に関する協定を、それぞれ締結している。<br/>さらに、大阪府では、防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、その普及にも努めており、被災状況の調査体制については、一定の充実が図れた。</p> |
|---|--|--|--|--|---|

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
| <p>⑤-6 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備</p> <p>【対象被害項目】 船舶・物品・港湾機能</p> <p>被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる</p> <p>【内容】</p> <p>【関連アクション】 ②-32</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市港湾局<br/>企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市環境局<br/>大阪湾広域臨海環境整備センター<br/>企業(建設業)</p> | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>各実施主体において、(一社)全国浚渫業協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。<br/>また、市港湾局では、被災時の状況に応じ、所管船舶で対応可能な初期調査等を実施することとしている。<br/>今後、被災時における市所管船舶の保全に関する事、また、物品の回収・運搬方法等も考慮したマニュアル整備に向け、具体的な検討を行う。</p> |
|--|--|--|---|--|

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| <p>⑤-7 官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【内容】</p> <p>【関連アクション】 ②-33</p> |  |  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪海上保安監部<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市建設局<br/>大阪市環境局<br/>企業(建設業)</p> | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>各実施主体において、(一社)全国浚渫業協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。<br/>近畿地方整備局では、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において回収海域の優先順位、漂流物の発生量の検討をそれぞれH24年度に完了し、H25年度に「大阪湾BCP(案)」としてとりまとめた。<br/>また、大阪湾に隣接する港外海域(大阪湾)については、緊急確保航路としてH26.1に政令で指定され、市港湾局においても、被災時の状況に応じ、所管船舶で対応可能な初期調査等を実施することとしており、水域復旧の実施体制については、一定構築している。<br/>今後、漂流物の回収・運搬方法や一時保管場所、最終処分までの手順等について検討を行う。</p> |
|--|--|--|--|--|

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| <p><b>⑤-8 官民連携による航路浚渫の実施体制の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-34</p> |  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>大阪湾広域臨海環境整備センター<br/>企業(建設業)</p> | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>各実施主体において、(一社)全国浚渫業協会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結しており、航路浚渫の実施体制については、一定確保した。<br/>今後、浚渫した土砂の最終処分に関連し、別途、検討が進められている産地の有効利用や埋立地の活用、運搬方法などについて、継続検討を行う。</p> |
|---|--|---|---|

|   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| <p><b>⑤-9 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-35、④-16</p> |  | <p>【実施主体】<br/>近畿地方整備局河川部<br/>近畿地方整備局港湾空港部<br/>大阪府西大阪治水事務所<br/>大阪市建設局<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>企業(建設業)<br/>岸壁利用者</p> | <p>【小会議分類】 復旧関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)日本埋立浚渫協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。<br/>引き続き、協定締結団体との連絡体制構築や具体的な復旧方法、また「大阪湾BCP(案)」に基づく官民連携した訓練実施などを通じた、施設復旧の実施体制確保に向け、継続検討を行う。</p> |
|---|--|---|--|

アクション目標(29)：波及被害の低減

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p><b>⑤-10 渡船機能の確保</b></p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 渡船の機能を確保するための実施方法について検討を行い、実施する(誘導標識の整備、渡船係留索の強化等)</p> <p>【関連アクション】</p> |  | <p>【実施主体】<br/>大阪市建設局<br/>大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】<br/>なし</p> | <p>【小会議分類】 海上対策関係小会議</p> <p>【進捗状況等】<br/>利用者に対し避難地等を記載した周辺見取図を各渡船場に整備するとともに、渡船被災時の渡船利用(運行状況等)に関する情報をホームページで周知した。<br/>また、渡船機能を確保するため、係留索の強化(増取・強化)を行うこととしているが、津波来襲時のシミュレーション数値を基に、流速や、海面の高低状況を確認し、水域の広さについても確保できるかなどを考慮したうえで、比較的影響の少ない水域について検討をすすめている。<br/>避難地を記載した周辺見取り図を各渡船場に提示し周知済み。また、船舶の避難場所について検討を進めたが、地理的な条件から適当な避難場所が見つからない航路もあり、統一的な対応をするほうが乗組員に混乱を招かないという判断から、全渡船係留強化で対応することとした。</p> |
|---|--|--|--|

|  |  |  |  |   |   |
|--|--|--|--|---|---|
| <b>⑤-11 企業へのBCP策定支援</b><br><br><b>【対象被害項目】</b> 港湾機能<br><br><b>【内容】</b> 被災後の企業活動を継続するため、企業へのBCP策定に関する情報提供等について検討を行い、企業に対して啓発を行う<br><br><b>【関連アクション】</b> |  |  |  | <b>【実施主体】</b><br>大阪市危機管理室<br>大阪市港湾局<br>企業(港運会社、倉庫会社、製造業者)<br><br><b>【関連機関】</b><br>大阪府政策企画部危機管理室 | <b>【小会議分類】</b> 啓発関係小会議<br><br><b>【進捗状況等】</b><br>大阪府では、企業のBCPに関するホームページを作成し、また、経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等により、普及啓発を行っている。<br>市港湾局では「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制等を検討していく。<br>日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を大阪港港運協会が会員へ周知している。 |
|  |  |  |  |   |   |

施策の方向性⑥：災害支援拠点機能を発揮する  
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

| アクション項目 | 達成期間 |    |    | 実施主体・関連機関 | 小会議分類<br>平成26年度までの取り組み実績<br>今後の方向性 等 |
|---------|------|----|----|-----------|--------------------------------------|
|         | 短期   | 中期 | 長期 |           |                                      |

アクション目標(30)：物流機能の支援

|  |  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|--|---|
| <b>⑥-1 耐震強化岸壁の整備</b><br><br><b>【対象被害項目】</b> 施設・港湾機能<br><br><b>【内容】</b> 災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する<br><br><b>【関連アクション】</b> ①-13 |  |  |  | <b>【実施主体】</b><br>近畿地方整備局港湾空港部<br>大阪市港湾局<br><br><b>【関連機関】</b><br>なし | <b>【小会議分類】</b> 維持管理関係小会議<br><br><b>【進捗状況等】</b><br>耐震強化岸壁の整備計画17バースのうち、9バースは整備を完了している。<br>A1とA2のバースにおいて、耐震構造の再検証を実施し、被災時の使用性に問題がないことを確認した。また、夢洲(C12)において、耐震強化岸壁の延伸整備を進めており、引き続き事業進捗を図っていく。 |
|  |  |  |  |  |   |

施策の方向性⑥：災害支援拠点機能を発揮する  
 施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

| アクション項目 | 達成期間 |    |    | 実施主体・関連機関 | 小会議分類<br>平成26年度までの取り組み実績<br>今後の方向性 等 |
|---------|------|----|----|-----------|--------------------------------------|
|         | 短期   | 中期 | 長期 |           |                                      |

アクション目標(31)：復旧活動の支援

|   |  |  |  |  |   |
|---|--|--|--|--|---|
| <b>⑥-2 応急復旧活動用地の確保</b><br><br><b>【対象被害項目】</b> 港湾機能<br><br><b>【内容】</b> 被災後の復旧に必要な活動場所について検討を行い、活動場所を確保する<br><br><b>【関連アクション】</b> ⑤-3 |  |  |  | <b>【実施主体】</b><br>大阪市港湾局<br><br><b>【関連機関】</b><br>大阪市危機管理室 | <b>【小会議分類】</b> 復旧関係小会議<br><br><b>【進捗状況等】</b><br>市地域防災計画に位置付けられている、災害時における応急復旧活動用地(オープンスペース)の緑地整備面積について、全体計画30.4haのうち、約6割にあたる17.9haを供用し、一定程度、必要な活動用地は確保した。<br>また、残るエリアの整備についても、今後、検討を行う。 |
|   |  |  |  |  |   |